○農林水産省令第二十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条第二項第八号、第三十五条の五第二項第八号並びに第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

農林水産大臣　吉川　貴盛

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令

（独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（財務諸表）	（財務諸表）
第十四条　センターに係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	**第十四条**　センターに係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。
（事業報告書の作成）	（事業報告書の作成）
第十五条　（略）	**第十五条**　（略）
2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　センターの目的及び業務内容	一　センターに関する基礎的な情報
（削る）	イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他のセンターの概要
（削る）	ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
（削る）	ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
（削る）	ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
（削る）	ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びにセンターへの出向者の数
二　国の政策におけるセンターの位置付け及び役割	二　国の政策におけるセンターの位置付け及び役割
三　年度目標の概要	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略	四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
五　事業計画の概要	五　事業計画の概要
六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉	六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉
七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
八　業績の適正な評価に資する情報	八　業績の適正な評価に資する情報
九　業務の成果及び当該業務に要した資源	九　業務の成果及び当該業務に要した資源
十　予算及び決算の概要	十　予算及び決算の概要
十一　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約	十一　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約
十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明	十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明
十三　内部統制の運用状況	十三　内部統制の運用状況
十四　センターに関する基礎的な情報	十四　センターに関する基礎的な情報
（削る）	（新設）
（新設）	3　事業報告書には、事業計画に記載されたセグメント（法人を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。